

伊根町障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月

伊根町

伊根町障害者活躍推進計画

I 総論

1 策定の趣旨

障害者である職員がその能力を有効に発揮して職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施することを目的に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる環境の整備を図るために、令和2年4月に「伊根町障害者活躍推進計画」を策定した。

この度、現計画の計画期間が令和6年度末で終了することから、現状の課題やこれまでの取組を踏まえた新しい障害者活躍推進計画を策定する。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間

3 課題

伊根町では、障害者である職員は現在も若干名在籍しており、令和6年においても法定雇用率を達成している状況ではあるが、今後も積極的な採用活動を実施し、継続して法定雇用率を達成していくとともに、様々な障害の種別、内容に応じた任用方法について検討していく必要がある。

4 目標

(1) 採用に関する目標

各年度において6月1日時点の法定雇用率を達成する。評価にあたっては、毎年任免状況通報により把握する。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにする。評価にあたっては、各年度において6月1日時点での人事記録等を元に、障害者である職員の定着状況を把握する。

II 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備に関すること

(1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

(2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。

(3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

(1) 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(2) 身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談が

あった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (3) 募集・採用に当たっては以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- (4) 採用試験時には、申込者からの要望を踏まえ、合理的配慮（試験問題等の拡大印刷や面接時における手話通訳者配置等）を行う。
- (5) 障害の特性に合った働き方ができるよう必要に応じて時差出勤の利用促進を行うとともに、時間単位の年次休暇・病気休暇等の各種休暇を取得しやすい環境づくりを行う。
- (6) 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。

4 その他

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。